

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月19日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間 上限1,000億円
継続申込期間 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出したことに伴い、2024年11月20日付をもって提出しました有価証券届出書（2025年5月20日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部 _____ が訂正部分です。

原届出書の該当事項については、それぞれ下記の内容に訂正されます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

(略)

<訂正前>

1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資することにより、主として配当等収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

2 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

分配方針

年4回(原則として、3月、6月、9月および12月の各19日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

*初回決算日は、2025年3月19日となります。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(略)

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です(2024年8月末現在)。

名 称	シュワブ・米国配当株式ETF
種 別	ETF(上場投資信託証券)
運用方針	ダウ・ジョーンズ US ディビデンド100インデックスへの連動をめざします。
管理報酬等	年:0.06%
運用会社	チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク

*上記内容は今後変更になる場合があります。

「シュワブ・米国配当株式ETF」は、チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク(以下「CSIM」)が運用し、SBIアセットマネジメントが「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」のマザーファンドを通じ投資対象として選定した米国籍の上場投資信託です。「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」は、「シュワブ・米国配当株式ETF」、CSIM、またはそれらの関連会社によって後援、支持、販売、または販売促進されておらず、これらの関係者は「シュワブ・米国配当株式ETF」への投資の推奨性についていかなる表明または保証も行わず、「シュワブ・米国配当株式ETF」がその投資目的を達成しなかった場合、または「シュワブ・米国配当株式ETF」の投資一般または「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」特定の投資に関して「シュワブ・米国配当株式ETF」が行った虚偽の表明に対していかなる責任も負いません。「シュワブ」はチャールズ・シュワブ・アンド・カンパニーの登録商標です。

<訂正後>

- 1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資することにより、主として配当等収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
- 2 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

分配方針

年4回(原則として、3月、6月、9月および12月の各19日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(略)

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です(2025年3月末現在)。

名 称	シュワブ・米国配当株式ETF
種 別	ETF(上場投資信託証券)
運用方針	ダウ・ジョーンズ US ディビデンド100インデックスへの連動をめざします。
管理報酬等	年:0.06%
運用会社	チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク

※上記内容は今後変更になる場合があります。

「シュワブ・米国配当株式ETF」は、チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク(以下「CSIM」)が運用し、SBIアセットマネジメントが「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」のマザーファンドを通じ投資対象として選定した米国籍の上場投資信託です。「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」は、「シュワブ・米国配当株式ETF」、CSIM、またはそれらの関連会社によって後援、支持、販売、または販売促進されておらず、これらの関係者は「シュワブ・米国配当株式ETF」への投資の推奨性についていかなる表明または保証も行わず、「シュワブ・米国配当株式ETF」がその投資目的を達成しなかった場合、または「シュワブ・米国配当株式ETF」の投資一般または「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」特定の投資に関して「シュワブ・米国配当株式ETF」が行った虚偽の表明に対していかなる責任も負いません。「シュワブ」はチャールズ・シュワブ・アンド・カンパニーの登録商標です。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2024年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始(予定)

<訂正後>

2024年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

(略)

<訂正前>

委託会社の概況(2025年2月末日現在)

(略)

<訂正後>

委託会社の概況(2025年3月末日現在)

(略)

2 【投資方針】

(4) 【分配方針】

<訂正前>

年4回、原則として、3月、6月、9月および12月の各19日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

初回決算日は、2025年3月19日となります。

(略)

<訂正後>

年4回、原則として、3月、6月、9月および12月の各19日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(略)

3 【投資リスク】

（参考情報）につきましては、以下の内容に訂正・更新します。

（参考情報）

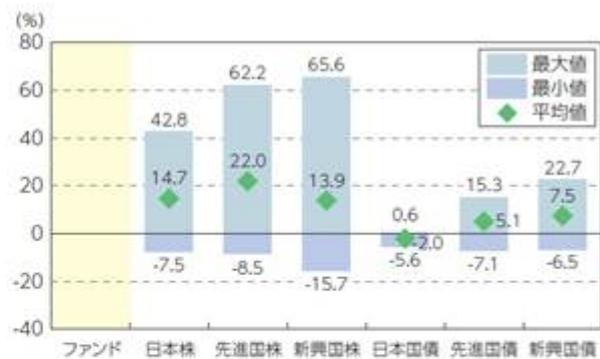
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

（2020年4月～2025年3月）



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス（2020年4月～2025年3月）



- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2024年8月末日現在、以下の通りです。

（略）

<訂正後>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2025年3月末日現在、以下の通りです。

（略）

5【運用状況】

以下の内容に訂正・更新します。

【SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）】

(1)【投資状況】

(2025年3月31日)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	123,906,522,593	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,659,828	0.00
合計(純資産総額)		123,903,862,765	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年3月31日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	SBI・S・米国高配当株式マ ザーファンド	127,436,514,032	0.9772	124,530,961,513	0.9723	123,906,522,593	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年3月31日)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2025年3月19日）	122,358,372,522	122,358,372,522	0.9773	0.9773
2024年12月末日	73,611,629,733	-	1.0154	-
2025年1月末日	104,676,722,731	-	1.0103	-
2月末日	116,503,576,652	-	0.9861	-
3月末日	123,903,862,765	-	0.9721	-

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2024年12月20日～2025年3月19日	0.0000

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前特定期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2024年12月20日～2025年3月19日	2.3

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2024年12月20日～2025年3月19日	130,927,075,969	5,732,366,631	125,194,709,338

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

SBI・S・米国高配当株式マザーファンド

投資状況

(2025年3月31日)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	122,009,301,464	98.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,897,451,185	1.53
合計(純資産総額)		123,906,752,649	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年3月31日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US DIVIDEND EQUITY ETF	29,586,895	4,112.01	121,661,616,087	4,123.76	122,009,301,464	98.47

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年3月31日)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.47
合計	98.47

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年3月31日)

(設定日(2024年12月20日)~2025年3月31日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	9,721円
純資産総額	1,239.03億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年3月19日)	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

資産構成

本ファンド	比率
SBI・S・米国高配当株式マザーファンド	100.0%
現金	0.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

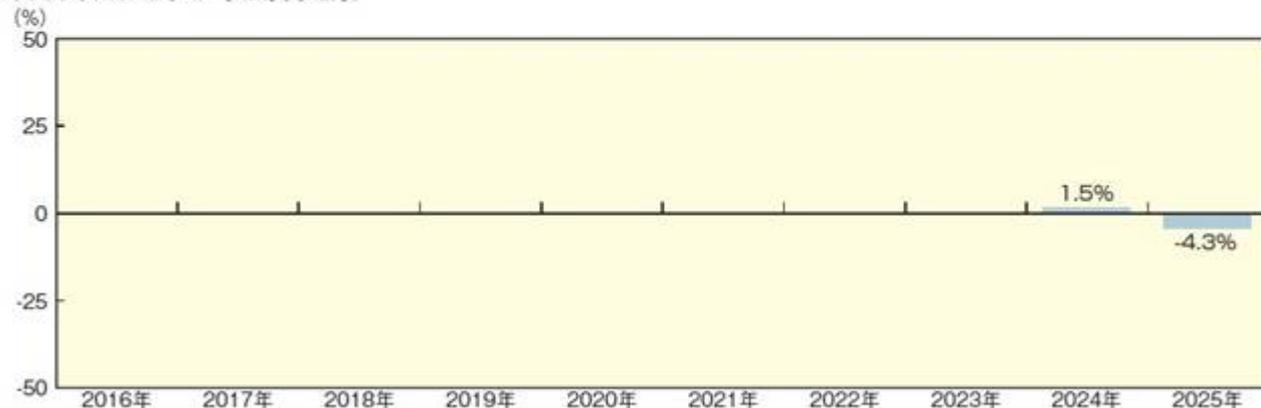
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
シュワブ・米国配当株式ETF	投資信託証券	米国	米ドル	98.5%
現金等				1.5%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2024年は設定日2024年12月20日から年末まで、2025年は年初から3月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年12月20日～2025年3月19日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.12%	0.06%	0.06%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドとは、当ファンドまたはマザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く)であり、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

以下の内容に訂正・更新します。

SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成していません。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（2024年12月20日から2025年3月19日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間 2025年3月19日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	23,174
親投資信託受益証券	122,374,849,157
未収入金	312,850,000
流動資産合計	122,687,722,331
資産合計	122,687,722,331
負債の部	
流動負債	
未払解約金	312,838,099
未払受託者報酬	3,745,137
未払委託者報酬	11,770,413
その他未払費用	996,160
流動負債合計	329,349,809
負債合計	329,349,809
純資産の部	
元本等	
元本	125,194,709,338
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,836,336,816
元本等合計	122,358,372,522
純資産合計	122,358,372,522
負債純資産合計	122,687,722,331

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
営業収益	
有価証券売買等損益	3,209,120,843
営業収益合計	3,209,120,843
営業費用	
受託者報酬	3,745,137
委託者報酬	11,770,413
その他費用	996,160
営業費用合計	16,511,710
営業利益又は営業損失（ ）	3,225,632,553
経常利益又は経常損失（ ）	3,225,632,553
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,225,632,553
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（ ）	49,347,965
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	364,602,306
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	364,602,306
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,654,534
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,654,534
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,836,336,816

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月20日から6月19日まで、6月20日から9月19日まで、9月20日から12月19日まで及び、12月20日から翌年3月19日まで、又特定期間は原則として、毎年3月20日から9月19日まで及び9月20日から翌年3月19日までとしておりますが、当特定期間は期首が設定日のため、2024年12月20日から2025年3月19日までとしております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 2025年3月19日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	125,194,709,338口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,836,336,816円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9773円 (9,773円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 2024年12月20日 至 2025年 3月19日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	-円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	237,612円
分配準備積立金額	D	-円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,612円
当ファンドの期末残存口数	F	125,194,709,338口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	-円
10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 2025年3月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,904,446,549
合計	2,904,446,549

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1特定期間 自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額	59,611,511,653円
期中追加設定元本額	71,315,564,316円
期中一部解約元本額	5,732,366,631円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	SBI・S・米国高配当株式マザーファンド	125,191,661,542	122,374,849,157	
合計		125,191,661,542	122,374,849,157	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型））は、「SBI・S・米国高配当株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月19日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・S・米国高配当株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年3月19日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	616,943,232
コール・ローン	1,215,177,722
投資信託受益証券	121,475,490,207
未収利息	11,652
流動資産合計	123,307,622,813
資産合計	123,307,622,813
負債の部	
流動負債	
未払金	616,734,392
未払解約金	312,850,000
流動負債合計	929,584,392
負債合計	929,584,392
純資産の部	
元本等	
元本	125,191,661,542
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,813,623,121
元本等合計	122,378,038,421
純資産合計	122,378,038,421
負債純資産合計	123,307,622,813

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月19日現在
1. 計算日における受益権の総数	125,191,661,542口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,813,623,121円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9775円 (9,775円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年3月19日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,857,371,215
合計	1,857,371,215

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024年12月20日 至 2025年 3 月19日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	59,611,500,000円
期中追加設定元本額	71,312,299,368円
期中一部解約元本額	5,732,137,826円
期末元本額	125,191,661,542円
元本の内訳	
SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)	125,191,661,542円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	Schwab US Dividend Equity ETF	29,065,678	811,513,729.76	
アメリカドル小計			29,065,678	811,513,729.76 (121,475,490,207)	
合計				121,475,490,207 (121,475,490,207)	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	99.26%	100.00%

(注) 「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

資産総額	124,118,771,416円
負債総額	214,908,651円
純資産総額（ - ）	123,903,862,765円
発行済口数	127,456,902,611口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9721円
（1万口当たり純資産額）	（9,721円）

（参考）SBI・S・米国高配当株式マザーファンド

2025年3月31日現在

資産総額	124,871,439,150円
負債総額	964,686,501円
純資産総額（ - ）	123,906,752,649円
発行済口数	127,436,514,032口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9723円
（1万口当たり純資産額）	（9,723円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額(2025年2月末日現在)

(略)

<訂正後>

資本金の額(2025年3月末日現在)

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

2025年2月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年2月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	271	4,411,303
単位型株式投資信託	559	1,579,916
単位型公社債投資信託	71	158,759
合計	901	6,149,978

<訂正後>

(略)

2025年3月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	273	4,325,436
単位型株式投資信託	544	1,464,194
単位型公社債投資信託	71	146,353
合計	888	5,935,983

5【その他】

(1) 定款の変更、その他の重要事項
その他の重要事項

<訂正前>

SBIアセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

<訂正後>

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士
中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）の2024年12月20日から2025年3月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）の2025年3月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。